(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市和邇中字舟ヶ谷七九一番一から同市和邇中字半道五二七番三まで	前	三三・四一～一六二・三二メートル	○○・一三七キロメートル
	後	三三・二八～一四三・七〇メートル	○○・一三七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十六年三月三十一日

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
一般国道百五十八号	大野市下唯野七一字鳥帽子から同市下山八二字岩屋ヶ平を経て同市貝皿一二字下タ田まで	改築	平成二十六年三月三十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

○中国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
益田市土田町一〇一八番から同市土田町四五五番まで	前	一九・三一～三四・〇五メートル	○○・○二六キロメートル
	後	二〇・九一～三六・九五メートル	○○・○二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市土田町一〇一八番から同市土田町四五五番まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○中国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山県久米郡久米南町下弓削字下沖三七一番六から同町下弓削字上沖三八九番一まで	前	一四・五〇～三二・〇〇メートル	○○・一一四キロメートル
	後	一三・〇〇～二五・〇〇メートル	○○・一一四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山県久米郡久米南町下弓削字下沖三七一番四から同町下弓削字上沖三九一番五まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○中国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号及び百八十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安芸高田市八千代町佐々井字細倉一一四番二から同市八千代町勝田字上恩地一六二六番九まで	前	九・二八～一〇・二八メートル	○○・二六〇キロメートル
	後	一〇・四四～三八・一九メートル	○○・二六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百八十三号	安芸高田市八千代町佐々井字細倉一一四番二から同市八千代町勝田字上恩地一六二六番九まで	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○中国地方整備局告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第九百九十七号備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画事業の種類及び東広島都市計画下水道事業沼田川流域下水道

三　事業施行期間　自平成三年四月三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし